

議案第 16 号

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

墨田区印鑑条例（昭和 50 年墨田区条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 20 条の規定は、令和 8 年 6 月 14 日から適用する。

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用して、多機能端末機による印鑑登録証明の申請等を行うことができるようにする必要がある。